

一般社団法人みかん箱 個人情報取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人みかん箱（以下「法人」という。）の個人情報の取扱いに関して法人の役職員等が遵守すべき事項を定め、個人情報を適切に保護又は管理することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語の定義は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）その他関係法令の定めに従うものとする。

2 個人情報取扱責任者とは、代表理事によって指名された者で、個人情報保護に関する法令遵守に関する責任と権限を有するものをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、法人の役職員等に適用する。役職員等は、退職後においても在任又は在籍中に取得又はアクセスした個人情報について、この規程に従って取扱うものとする。

2 法人が設置する専門家会議、委員会の構成員及びこの法人から業務の委託を受けた者は、その職務又は業務を遂行するにあたって、この規程を遵守しなければならない。

3 前項に規定する者を管理又は監督する立場にある者は、前項に規定する者がこの規程を遵守するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報取扱責任者)

第4条 個人情報取扱責任者は、この規程を適正に運用又は実施し、個人情報が外部に漏洩したり、不正に使用又は改竄されたりすることがないように管理する責務を負う。

(個人情報等の取得)

第5条 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。

(利用目的の通知・公表及び変更)

第6条 個人情報を取得した場合、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し又は公表するものとする。

2 法人は、個人情報を取得した際に示した利用目的を変更することができる。ただし、当該変更は変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内とし、変更された利用目的について、本人に通知し又は公表するものとする。

(個人データの提供)

第7条 法令で定める場合を除き、あらかじめ本人等の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

2 法人の事業を遂行するために当該事業に係る業務の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合、あらかじめ本人等の同意を得た上で、次の各号に掲げる条件を満たす委託先に限り、取得の際に本人等に示した利用目的の範囲内において当該個人データを当該委託先に対して提供できるものとする。

(1) 社会通念上相当な事業活動を営む者であること

(2) 個人情報の保護に関し、この規程と同等以上の規程を有し、かつその適正な運用及び実施をしている者であること

(3) 法人との間で、適正な内容の個人情報の保護に関する契約を締結し、これを遵守することが見込まれる者であること

3 前項の定めに従って業務を第三者に委託する場合、事前に個人情報取扱責任者の承諾を得なければならない。

4 本条第2項の定めに従い個人データを第三者に提供した場合、法人が当該第三者に課した個人情報の適切な管理に関する義務が確実に遵守されるよう、当該第三者を適時監督又は指導するものとする。

(個人情報の正確性確保)

第8条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう管理しなければならない。

(安全管理)

第9条 個人情報取扱責任者は、個人情報の不正アクセス、漏洩、滅失又は毀損の防止に努めるものとする。

(役職員等の監督)

第10条 個人情報取扱責任者は、個人情報を取扱う役職員等に対して必要かつ適切な監督又は指導を定期的に行わなければならない。

(個人情報等の消去・廃棄)

第11条 利用する必要がなくなった個人情報については、文書管理規程（2023年規則第3号）に定めがあるものを除き、速やかに消去・破棄しなければならない。

(通報及び調査義務等)

第12条 役職員等は、個人情報が外部に漏洩していることを知った場合又はそのおそれがあると気づいた場合、直ちに個人情報取扱責任者へ通報しなければならない。

2 個人情報取扱責任者は、個人情報の外部への漏洩について役職員等から通報を受けた場合、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(報告及び対策)

第13条 個人情報取扱責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報が外部に漏洩していることを確認した場合、直ちに次の各号に掲げる事項を代表理事のほか、影響を受ける可能性のある本人及び個人情報保護委員会等の関係機関に報告しなければならない。

(1) 漏洩した個人情報の範囲

(2) 漏洩先

(3) 漏洩した日時

(4) その他調査で判明した事実

2 個人情報取扱責任者は、代表理事及び関係機関と協議の上、当該漏洩についての具体的な対応を行わなければならない。

3 個人情報取扱責任者は、当該漏洩についての再発防止策を講じなければならない。

(個人データの訂正等)

第14条 本人等から保有個人データについて開示を求められた場合、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。また、開示の結果、誤った情報があり、訂正、追加又は削除を求められた場合、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。当該訂正、追加又は削除を行った場合、当該保有個人データの受領者に対して通知を行うものとする。

(苦情の処理)

第15条 個人情報取扱責任者は、法人の個人情報の取扱いに関する苦情の窓口業務を担当する。

2 個人情報取扱責任者は、適宜、苦情の内容について代表理事に報告するものとする。

附則(2024年1月5日全理事同意)

1 この規程は、2024年1月5日から施行し、2022年10月4日から適用する。

個人情報取扱責任者

氏名	地位	指名された年月日	指名を解かれた年月日
福田 琢磨	社員	2024年1月5日	